

改正前	改正後
第2章（略） 第2章では、緑と水辺の現状と課題（<u>資料2</u>及び<u>資料3</u>P. 46～P. 54参照）や地域特性を踏まえて、市域を「郊外部の緑」、「内陸部の緑」、「既成市街地の緑」、「臨海部の緑・海辺」の4つの地域と、それらをつなぐ「河川とその周辺の緑」に大別し、緑と水辺のネットワークの充実に向け、それぞれの地域が目指す緑と水辺の姿を示します。	第2章（略） 第2章では、緑と水辺の現状と課題（<u>資料2</u>及び<u>資料3</u>P. 46～P. 54参照）や地域特性を踏まえて、市域を「郊外部の緑」、「内陸部の緑」、「既成市街地の緑」、「臨海部の緑・海辺」の4つの地域と、それらをつなぐ「河川とその周辺の緑」に大別し、緑と水辺のネットワークの充実に向け、それぞれの地域が目指す緑と水辺の姿を示します。<u>また、市全域を緑化重点地区に定め、緑化の推進を図ります。</u>
第3章（略） （1）（略） ⑥市民緑地の設置 市街地やその周辺に残された樹林は、減少してきており、貴重になっていますが、所有者の高齢化などにより管理が十分に行き届かない樹林が増えています。 市街地周辺の樹林を良好に保全するとともに、地域の憩いの場として活用するため、保存樹林などの樹林地において、所有者、市民団体、市の3者が連携・協力して維持管理し、市民に公開する市民緑地を増やしていきます。	第3章（略） （1）（略） ⑥市民緑地の設置・認定 市街地やその周辺に残された樹林は、減少してきており、貴重になっていますが、所有者の高齢化などにより管理が十分に行き届かない樹林が増えています。 市街地周辺の樹林を良好に保全するとともに、地域の憩いの場として活用するため、保存樹林などの樹林地において、所有者、市民団体、市の3者が連携・協力して維持管理し、市民に公開する市民緑地を増やしていきます。 <u>また、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が市の認定を受けて設置・管理・活用する認定市民緑地についても推進していきます。</u>